

騒音規制法・振動規制法による

特定施設の届出

目 次

特定施設とは・・・・・・・・・・	1
特定施設一覧・・・・・・・・・・	1～3
規制対象施設一覧・・・・・・・・	3～4
特定施設の届出・・・・・・・・・・	5
設置時（新設）の届出・・・・・・・・	5
届出 Q&A・・・・・・・・・・	6
特定施設 Q&A・・・・・・・・・・	7
特定工場等に係る規制基準・・	8～9
公害防止の方法・・・・・・・・・・	9
記入例・・・・・・・・・・	10～11

特定施設とは

騒音規制法・振動規制法では著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設（表１、表２）として規定しています。これらを設置する工場又は事業場を特定工場等といい、指定地域（檀原市全域）内に特定施設を設置する者は、規制基準（P.8～9）の遵守及び設置・変更の際には事前に届出を行わなくてはなりません。

特定施設一覧

表１ 騒音規制法の特定施設（騒音規制法第２条、施行令第１条・別表第１）

特 定 施 設 名（騒音）	
１．金属加工機械	イ 圧延機械 （原動機の定格出力の合計が 22.5 kW 以上のものに限る。）
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン （ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のものに限る。）
	ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ 機械プレス （呼び加圧能力が※294 ニュートン以上のものに限る。）
	ヘ せん断機 （原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のものに限る。）
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーマーマシン
	リ ブラスト （タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
	ヌ タンブラー
	ル 切断機（と石を用いるものに限る。）
２．空気圧縮機及び送風機（原動力の定格出力が 7.5 kW 以上のものに限る。）	
３．土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のものに限る。）	
４．織機（原動機を用いるものに限る。）	
５．建設用資材 製造機械	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）
	ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）

特 定 施 設 名（騒音）	
6. 穀物用製粉機 （ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
7. 木材加工機械	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー （原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ハ 破木機
	ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ホ 丸のご盤（上記ニと同条件）
	ヘ かな盤 （原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
8. 抄紙機	
9. 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10. 合成樹脂用射出成型機	
11. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

※294 キロニュートン＝30 重量トン

表2 振動規制法の特設施設（振動規制法第2条、施行令第1条・別表第1）

特 定 施 設 名（振動）	
1. 金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ 機械プレス
	ハ せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤージョーミングマシン （原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2. 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
4. 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5. コンクリートブロックマシン （原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）	

特 定 施 設 名（振動）	
6. 木材加工機械	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー （原動機の定格出力が 2.2 kW 以上のものに限る。）
7. 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 kW 以上のものに限る。）	
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）	
9. 合成樹脂用射出成形機	
10. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

※空調機器について：特定施設となる圧縮機は総務省「日本標準商品分類」における「圧縮機（冷凍機を除く。）」であり、エアコン等の空調機器の圧縮機は冷凍機に分類されることから、特定施設に該当しません。ただし、室外機のファンが 7.5kW 以上であれば特定施設の送風機に該当します。

規制対象施設一覧

※届出書の特定施設の種類の欄には、特定施設の種類とともに項番号とイ・ロ・ハ等の細分の記号を記載してください。

特定施設の種類の種類		騒音規制法		振動規制法	
		項番号	備考	項番号	備考
金属加工機械	圧延機械	1-イ	合計が 22. 5kW 以上		
	製管機械	1-ロ			
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で 3. 75 kW 以上		
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く	1-イ	矯正プレスを除く
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力 294 キロニュートン以上	1-ロ	
	せん断機	1-ヘ	3. 75 kW 以上	1-ハ	1kW 以上
	鍛造機	1-ト		1-ニ	
	ワイヤーフォーミング マシン	1-チ		1-ホ	37. 5kW 以上
	ブラスト	1-リ	タンブラスト以外で 密閉式を除く		
	タンブラー	1-ヌ			
	切断機	1-ル	と石を用いるものに 限る		

特定施設の種類		騒音規制法		振動規制法	
		項番号	備考	項番号	備考
空気圧縮機及び送風機		2	7. 5kW 以上		
圧縮機				2	7. 5kW 以上 (冷凍機除く)
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		3	7. 5kW 以上	3	7. 5kW 以上
織機		4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量 0. 45 m ³ 以上		
	アスファルトプラント	5-ロ	混練重量 200kg 以上		
コンクリートブロックマシン				5	合計が 2. 95 kW 以上
コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械				5	合計が 10kW 以上
穀物用製粉機		6	ロール式で 7. 5kW 以上		
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ		6-イ	
	チップパー	7-ロ	2. 25kW 以上	6-ロ	2. 2kW 以上
	碎木機	7-ハ			
	帯のこ盤	7-ニ	製材用は 15kW 以上、木工用は 2. 25Kw 以上		
	丸のこ盤	7-ホ	製材用は 15kW 以上、木工用は 2. 25kW 以上		
	かんな盤	7-ヘ	2. 25kw 以上		
抄紙機		8			
印刷機械		9	原動機を用いるもの	7	2. 2Kw 以上
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機				8	カレンダーロール機 以外で 30kW 以上
合成樹脂用射出成形機		10		9	
鋳型造形機		11	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの

※294 キロニュートン=30 重量トン

特定施設の届出

※騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設は、それぞれの法律毎の届出が必要になります。

※届出書類はすべて正副 2 部作成してください。

届出書類	理由	添付書類	時期
特定施設設置届出書	新設	仕様書、配置図、特定工場及び付近の見取り図	工事開始の 30 日前まで（届出の日と工事開始の日は含まないので実質 31 日前以下同様）
特定施設の種類の数変更届出書（騒音）	特定施設の種類の数が 2 倍を超えて増加するとき	仕様書、配置図、特定工場及び付近の見取り図	工事開始の 30 日前まで
特定施設の種類の数及び能力ごとの数変更届出書（振動）	種類及び能力ごとの数を変更するとき	仕様書、配置図、特定工場及び付近の見取り図	工事開始の 30 日前まで
特定施設の使用の方法変更届出書（振動）	特定施設の使用の方法を変更するとき		変更の 30 日前まで
騒音（振動）の防止の方法変更届出書	騒音（振動）の防止の方法を変更		変更の 30 日前まで
氏名等変更届出書	届出者の名称、住所、事業場の名称変更		変更があった日から 30 日以内
特定施設使用全廃届出書	すべての使用を廃止		使用を廃止した日から 30 日以内
継承届出書	特定施設を譲渡または借り受けた場合 相続や合併などにより継承したとき		継承があった日から 30 日以内

設置時（新設）の届出

設置届に必要な書類

- ・特定施設設置届出書（様式第 1）
- ・特定施設設置届出書別紙（騒音（振動）の防止の方法）
- ・特定施設の配置図、設置した建物の位置図、工場付近の見取り図

※届出書類はすべて正副 2 部作成して提出して下さい。

届出 Q&A

Q1 騒音規制法の「種類ごとの変更届出書」を提出する場合は？

A1 直近の届出により届け出た数に対し、（現在設置している台数ではなく、届出している台数）

1. 特定施設の種類ごとの数を増加する場合
2 倍を超過する場合（例えば直近まで送風機が合計 5 台で届出→合計 11 台以上に増設する場合）・・・**届出必要**
2. 特定施設の更新の場合及び特定施設の大型化（例えばプレス機を 490 キロニュートンから 980 キロニュートンに変える場合）・・・**届出不用**
3. 設置していなかった種類の特定施設を追加で設置する場合。（例えば機械プレス 5 台を 3 台減らして、代わりに液圧プレス 1 台を追加する場合）・・・**届出必要**
4. 特定施設の種類ごとの数を減らす場合・・・**届出不用**

Q2 振動規制法の「種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法変更届出書」を提出する場合は？

A2 「種類及び能力ごとの数」

1. 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合
例えば 7.5kW の圧縮機 5 台を 4 台にする場合・・・**届出不要**
2. 特定施設の種類や能力ごとの数を増加する場合・・・**届出必要**
3. 特定施設の更新により、新たな能力の特定施設が設置される場合には、すでに届け出た台数以内であっても**届出必要**

「特定施設の使用の方法」

例えば特定施設の使用開始時刻の繰り上げや使用終了時刻の繰り下げをする場合

・・・**届出必要**

Q3 工場等の移転により所在地が変更される場合は？

A3 元の場所の特定施設については、特定施設使用全廃届が必要となります。移転先については、特定施設設置届が必要となります。

※ 騒音規制法と振動規制法では台数等の変更届の取扱いが異なります。

特定施設 Q&A

Q1 空調機の圧縮機は、振動規制法の特定施設に該当するか。

A1 総務省「日本標準商品分類」の「圧縮機（冷凍機を除く。）」であり、空調機の圧縮機は冷凍機に分類されるため該当しません。

Q2 室外機や冷却塔のファンは特定施設に該当するか。

A2 定格出力が 7.5 kW 以上の場合は送風機に該当し、騒音規制法の届出が必要です。

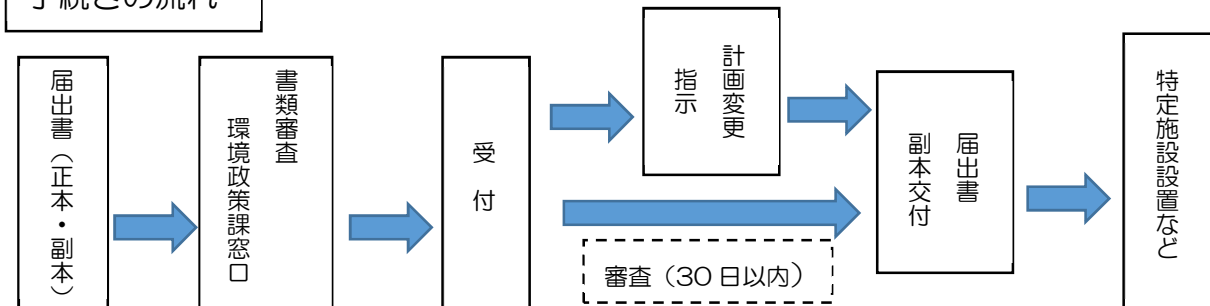
Q3 定格出力が 5.0 kW の原動機を 3 台備えた空気圧縮機は該当するか。

A3 空気圧縮機は原動機 1 台当たりの定格出力が 7.5 kW 以上のものに限るため該当しません。

Q4 10kW と 20kW の定格出力の原動機を 1 台ずつ備えた圧延機械は特定施設に該当するか。

A4 圧延機械は原動機の定格出力の合計が 22.5 kW 以上のものに限り特定施設になるため、この場合は 30 kW のため該当します。

手続きの流れ



※原則として受理後 30 日経過しないと工事に着工できません。

※届出の日と工事開始の日は含まないため、実質 31 日前までに届出してください。

※橿原市は特定施設から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、受理日から 30 日以内に限り届出者に対して、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法、若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができます。

(騒音規制法第 9 条、振動規制法第 9 条)

※特定施設設置後、確認のために立入を行う場合があります。

特定工場等に係る規制基準

特定施設を設置した工場または事業場は特定工場等として敷地境界線において規制基準が適用されます。（特定施設だけではなく、事業場として規制が適用されます。）

騒音規制法の特定工場等に係る規制基準（平成 24 年橿原市告示第 44 号）

時間の区分 昼 間 午前 8 時から 午後 6 時まで 朝・夕 午前 6 時から 午後 8 時まで、 午後 6 時から 午後 10 時まで 夜 間 午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	区域の区分
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、風致地区（第三種区域に該当する区域を除く。）及び歴史的風土保存区域	50 デシベル 45 デシベル 40 デシベル
第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）並びにその他の区域	60 デシベル 50 デシベル 45 デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル 60 デシベル 50 デシベル
第四種区域 工業地域	70 デシベル 65 デシベル 55 デシベル
（１） 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域は、都市計画法 第 2 章の規定による都市計画において定められている地区または地域をいう。 （２） 歴史的風土保存区域は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 第 4 章の規定により指定された区域をいう。 （３） その他の地域は、（１）及び（２）に規定する地区、地域及び区域以外の地域をいう。 ※学校教育法 第 1 条に規定する学校、児童福祉法 第 7 条に規定する保育所、医療法 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法 第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（第一種区域に所在するものを除く、）の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は<u>上記の基準の値から 5 デシベルを減じた値とする。</u>	

振動規制法の特定工場等に係る規制基準（平成 24 年檀原市告示第 48 号）

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜 間 午後 7 時から 翌日午前 8 時まで
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル
※学校教育法 第 1 条に規定する学校、児童福祉法 第 7 条に規定する保育所、医療法 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法 第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（第一種区域に所在するものを除く、）の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は<u>上記の基準の値から 5 デシベルを減じた値とする。</u>		

公害防止の方法

特定施設を設置する際には近隣に十分配慮してください。また、設置後の特定施設のメンテナンスを適正に行うことで、想定外の騒音や振動などの発生予防につながります。

騒音対策の例

- 低騒音型の機械を選択する。
- 騒音発生源を壁などで囲う。
- 出入口や窓を閉める。
- 出入口や窓は遮音性の高いサッシ等にする。

振動対策の例

- 低振動型の機械を選択する。
- 防振対策としてコンクリートを厚くする、防振ゴムを取り付ける。

その他

物品の搬入、人や車の出入りに発生する音や話し声などにも配慮してください。

記入例 騒音

様式第1

特定施設設置届出書

年 月 日

檀 原 市 長 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

代表者のお名前

〒634-8586 奈良県檀原市八木町1-1-18
株式会社 檀原 代表取締役 檀原 太郎

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	工場名		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	所在地		※ 受理年月日		年 月 日
工場又は事業場の事業内容	事業内容		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	使用する従業員数		※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
1- ニ 液圧プレス 等	〇〇	～t	×台	9:00	17:00
		～kW 等		等	等
書ききれない場合には、別添でお願いします。					

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

記入例 振動

様式第1(第4条関係)

特定施設設置届出書

年 月 日

檀 原 市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

代表者のお名前

〒634-8586 奈良県檀原市八木町1-1-18

株式会社 檀原 代表取締役 檀原 太郎

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	工場名		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	所在地		※ 受理年月日		年 月 日
工場又は事業場の事業内容	事業内容		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	使用する従業員数		※ 審査結果		
振動の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類の種類	型式	公称力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
1-イ 液圧プレス等	〇〇	～t	×台	9:00	17:00
		～kW 等		等	等
書ききれない場合には、別添でお願いします。					

備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎(板ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

騒音規制法・振動規制法による 特定施設の届出

橿原市役所 環境政策課

奈良県橿原市八木町1－ 橿原市役所北館3階

電話 0744-47-3511

FAX 0744-24-9716

Email earth@city.kashihara.nara.jp